

確定申告・市県民税申告が必要な人 申告に必要なもの



「必要な人」に該当していない場合も申告が必要な場合があります。
医療費控除、生命保険料控除、地震保険控除などの所得控除は、申告をしないと控除が受けられません。また、申告をしないと所得・課税証明書が発行できないことがあります。

所得税の確定申告が必要な人

- 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- 医療費控除、寄附金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除（1年目）などを受ける人
- 土地、建物などを売った人
- 給与の年収が2,000万円を超える人、複数から給与の支払いを受けている人、年末調整した給与所得以外の所得が20万円を超える人
- 公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし、還付の申告をすることができます。また、市県民税の申告は必要な場合があります。

※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告が必要な場合があります。

市県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日時点で瀬戸内市内に住所がある人は原則として、市県民税の申告が必要です。次の要件に該当する人は申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

- 給与所得者で、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円以下の人
※所得税の確定申告は不要ですが、市県民税では所得の多少にかかわらず申告しなければなりません。
- 公的年金等の受給者で、社会保険料控除（国民健康保険料、介護保険料など）、生命保険料控除などの各種控除を受けようとする人（所得税のかからない人）
- 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が所得税の所得控除合計金額より少ない人（所得税のかからない人）

重要!

令和元年分申告から、申告書を確定申告会場で電子送信した場合に限り、第三者作成書類（生命保険料控除証明書など）の提出は不要となりました。
入力した書類は、確認などのため必要となる場合がありますので、ご自宅などで5年間保管をお願いします。

申告に必要なもの（※所得の種類や受ける控除により異なります）

- 印鑑（認印）
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書（あらかじめ、ご自宅などで作成をお願いします。明細書に記載した領収書は、自宅で5年間保管してください）
- 本人確認書類（①②どちらも持参してください）
①本人のマイナンバーを確認できる書類
②記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
- 寄附金控除を受ける人は、寄附金控除証明書
- 税務署から送付された申告書や「確定申告のお知らせ」はがき
- 税の還付を受ける人は、本人の預金口座が分かるもの
- 給与、雑所得（公的年金や個人年金など）、一時所得（生命保険料や損害保険の満期など）、配当所得などの源泉徴収票や支払調書
- 身体障害者手帳や療育手帳など
- 営業、農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書（事前に記入するなどの準備をしてください）
- 国民健康保険税、任意継続健康保険料、介護保険料などの控除証明書等納付額が分かるもの
- 国民年金保険料や国民年金基金の掛け金の控除証明書など納付額が分かるもの（日本年金機構から事前に送付される「国民年金保険料控除証明書」など）
- e-Tax を利用したことがある人は利用者識別番号が分かるもの
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書

※初めて「住宅借入金等特別控除」を受ける人、青色申告、消費税（地方消費税）申告、過年分の所得税の申告、譲渡所得申告、本人死亡の場合の申告をする人は税務署にお問い合わせください。

令和4年分所得税・市県民税の申告をお願いします

2月16日（木）～3月15日（水）

【申告相談会場地区別日程表】

▷相談受付時間 午前9時～正午、午後1～4時

※混雑状況などによって受付終了時間を早める場合があります。

※4カ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1カ所だけです。

開催日	地区	会場
2月	16日（木）	服部
	17日（金）	福岡
	20日（月）	福里・土師
	21日（火）	東須恵・西須恵・飯井・牛文・磯上
	22日（水）	八日市・長船
	24日（金）	鹿忍・千手
	27日（月）	牛窓
	28日（火）	長浜
3月	1日（水）	福谷・虫明
	2日（木）	上笠加・下笠加・箕輪・北池
	3日（金）	大富・福山・向山・北島
	6日（月）	尻海・庄田
	7日（火）	東谷・豊原・大窪
	8日（水）	尾張・山手・豊安
	9日（木）	山田庄
	10日（金）	本庄・上山田・下山田
	13日（月）	豆田・福元・百田・宗三・福中
	14日（火）	地区指定なし
	15日（水）	地区指定なし

【市の申告相談について】

市では、所得税と市県民税の申告相談会場を地区別に設けます。申告相談を希望する人は、申告相談会場地区別日程表を確認の上、必要な書類を準備して会場にお越しください。

新型コロナウイルス感染症対策のため、会場ではマスク着用などの咳エチケットをお願いします。換気や待合席の数を減らすなどの対応を行う予定ですが、状況によっては会場への入場を制限したり、日程が変わったりする場合があります。

なお、事前予約は受け付けません。

【国税庁 HP のご利用をお勧めします】

申告書の作成は、自動計算が可能で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

作成した申告書の提出のみの場合は、税務課、各支所、出張所でも受け付けます。
※ e-Tax 入力端末は市の申告相談会場には設置していません。

市外の申告相談会場のご案内

市外申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です

混雑緩和のため、市外申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は①会場での当日配付、②国税庁 LINE 公式アカウントを通じたオンライン事前発行のいずれかで入手できます。詳細は本紙5ページをご確認ください。

▷相談日時 2月16日（木）～3月15日（水）午前9時～午後5時

▷会場

ママカリフォーラム（岡山市北区駅元町14-1）

西大寺税務署（岡山市東区西大寺中2-24-13）

※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※土・日・祝日は申告相談を行いませんが、2月19日（日）、2月26日（日）

に限り、ママカリフォーラムで申告相談を行います。

岡西大寺税務署 ☎086-942-3815

※音声ガイダンスに従い、ダイヤルしてください。

市の会場では、**以下の相談をお受けできません**

注意

- ・青色申告
- ・消費税及び地方消費税の申告
- ・過年分の所得税の申告
- ・住宅借入金等特別控除の申告
- ・株式・土地等の譲渡所得の申告
- ・本人死亡の場合の申告

※上記については、西大寺税務署またはママカリフォーラムの会場でお受けください。

税務署申告会場への来場を検討している皆さんへ

- 来場の際はマスクを着用して、入口などでアルコール消毒液による手指の消毒をお願いします。
- 入場時に検温を実施します。発熱が認められる場合などは、入場をお断りさせていただきます。

◆密を避ける

スマホ・パソコンで e-Tax

自宅 から 申告 できます！

自宅から、電話やチャットボットを利用して申告相談をすることができます。e-Tax で分からないことがある場合も電話で相談できますので、ぜひこの機会にお試しください。



確定申告書等作成コーナー

【ご注意ください】

マイナンバーカードを使用して e-Tax により申告をする場合には、署名用電子証明書が必要です。住所・氏名を変更した人は、自動的に失効するため、市役所窓口で署名用電子証明書の更新手続きを行ってください。また、署名用電子証明書には有効期限があります。マイナンバーカードに記載してありますので、有効期限が切れている場合には、市役所窓口で更新手続きを行ってください。

市税の口座振替をご利用ください

市税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）制度をご利用ください。納期ごとに金融機関などへ出向かなくても、自動的に預貯金から納税できます。忙しい人、留守がちの人には特に便利です。

手続きは、税務課、各支所・出張所、市内の金融機関の窓口で随時受け付けています。口座番号を確認できるものと通帳印を持参し、窓口に備え付けの口座振替依頼書を提出してください。
税務課 ☎0869-22-1114

◆密をつくらない

確定申告会場への入場には整理券が必要

※市の申告相談とは異なりますのでご注意ください



各会場 で 当日配布 します

当日の入場整理券は、午前8時30分から各会場で配付します。なお、枚数に限りがあるため、後日の来場をお願いする場合があります。

LINE で 事前発行 も できます

国税庁 LINE 公式アカウントを友だちに追加することで、入場整理券を事前発行することができます。



国税庁 LINE 公式アカウント

- 本年は、感染症対策の一環として1月30日(月)から、西大寺税務署で相談を受け付けています。
- 西大寺税務署での不動産の売却、贈与税の申告相談を希望する人は、次の相談日にお越しください。
- ・2月16日、17日、21日、24日、28日
- ・3月3日、7日、10日、14日、15日

廃車などの手続きは3月末までにしましょう



軽自動車税（種別割）は、4月1日の所有者（使用者）に課税されます。廃棄、譲渡などをして現在所有していない車両は、下表により3月末までに廃車または名義変更の手続きをしてください。

税務課 ☎0869-22-1114

車種	手続き場所・問い合わせ先	手続きに必要なもの
三輪四輪の軽自動車	(一社) 全国軽自動車協会連合会岡山事務所 岡山市北区久米177-3 ☎050-3816-3084	検査証、住民票、ナンバープレート（廃車時）など ※手続き内容によっては上記以外にも必要なものがありますので、事前に問い合わせ先へ確認することをお勧めします。
軽二輪（125cc を超え 250cc まで）、二輪の小型自動車（250cc を超えるもの）	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5 ☎050-5540-2072	
原動機付自転車（125cc 以下の二輪車）、小型特殊自動車（農耕用・その他）	■手続き場所 市民課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所 ■問い合わせ先 税務課 ☎0869-22-1114	・名義変更（市内同士の場合） 譲渡証明書または名義変更届、標識交付証明書 ・廃車 ナンバープレート、標識交付証明書 ※免許証などの身分が確認できるもの



申告や税などに関する情報あれこれ

確定申告Q&A



額は差し引いてください。

質問 医療費控除の申告は？
令和4年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除は受けられますか。

答え 所得金額によって受けられる場合があります

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額を超える額が対象となります。

なお、申告した医療費控除は支払った医療費が還付されるのではなく、所得控除となります。そのため、所得控除が源泉徴収されていない場合、還付される金額はありません。市県民税が課税される場合には、市県民税の税額が減額になる場合があります。※インフルエンザの予防接種など疾病の治療以外にかかった費用は対象になりません。また、高額療養費や保険金などで補てんされた金額は差し引いてください。

質問 障害者手帳での控除は？
障害者手帳を持っています。控除の対象になりますか。また、扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が受けられますか。

答え どちらも対象になります

障害者控除の対象になります。年末調整の際に勤務先へ申請していなかった人、また年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、申告の際に手帳をお持ちください。

税務課 ☎0869-22-1114

国民健康保険税などの算定にかかる申告

国民健康保険に加入している世帯や、後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上の人）または介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）がいる世帯の人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料算定のため、所得の有

無にかかわらず申告してください。

国民健康保険税は、所得が一定水準に満たない場合は軽減措置が受けられますが、未申告の人がいた場合には所得が把握できないため、軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

税務課 ☎0869-22-1114

「一時所得」「雑所得」の申告

令和4年中に満期や解約のあった生命保険や損害保険などは、「一時所得」に該当します。場合によっては申告が必要です。

また、公的年金などのほかに、個人で掛けている郵便局や農協、生命保険会社などの年金は、「雑所得」として申告が必要です。郵便局や農協、生命保険会社などから「年金支払のお知らせ」が届いていないか、ご確認ください。

税務課 ☎0869-22-1114

要介護認定を受けている人の障害者控除

要介護認定を受けている人は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、申請をしてください。

▽認定基準日
令和4年12月31日

▽申請方法

障害者控除対象者認定書交付申請書はいきいき長寿課、本庁（総合窓口）、牛窓支所、裳掛出張所にあります（市ホームページからもダウンロード可能）。申請書に必要な事項を記入し、提出してください。

※障害者控除対象者認定書の交付には約10日かかります。

※令和4年12月31日の時点で障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

■いきいき長寿課、本庁（総合窓口）、牛窓支所、裳掛出張所

税務課 ☎0869-26-5948